

# 火災ゼロ NEWS

今回は、「屋外での焼却行為」と「それに起因する火災」について、正しい情報をお送りします。  
～ Let's study! ～

安全で安心な暮らしをサポート！  
火災予防に関する様々な情報をお届けします。

## いざ! 防災

— 使える防災情報コラム —

### 『屋外での焼却行為について』

屋外にて家庭や事業所などで発生したごみを燃やすことは、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康に悪影響を及ぼすほか、火災や大気汚染の原因となることから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2により、一部の例外を除き、**原則として禁止されています。**

一部の例外とは、

- 河川の管理を行うため伐採した草木等の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害などの予防、応急対策や復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 正月のしめ縄や門松の焼却など風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 稲わら、畔の下草の焼却など、農業、林業または漁業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火やキャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却

とされていますが、どの場合においても、プラスチック製品などの環境に悪影響を与える廃棄物の焼却は禁止されています。

違反した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金または、その両方が科せられます。

さらに、行為が法人の業務に関するものであるときは、行為者のほか、法人に3億円以下の罰金が科せられます。



たき火が原因で発生した大規模林野火災

たき火と火災は紙一重!

### 『それに起因する火災』

例外として認められている稲わらの焼却などであっても、風が強くと空気乾燥している時に行うと、周囲の下草に燃え移ったり、火の粉が飛んで山に燃え移ったりするなどの危険があります。また、そのような行為により火災が発生させた場合、「重大な過失」が認められる場合は、「失火責任法」により損害賠償が生じる事があります。

### 『たき火などが原因の火災』

実際に起きた火災事例を紹介します。

#### case.1

所有者が建物の近くで家庭ごみを焼却し、消さずに放置し自宅に戻ったところ、火の付いたごみが周囲の木材などに飛び火し火災となりました。この火災により、建物3棟と林野を焼損しました。



#### case.2

所有者が自宅敷地内の畑において、伐採した枝に火を付け焼却していたところ、火が風に煽られ、山林の枯れ草に飛び火し燃え広がり周囲に延焼しました。この火災により、所有者が顔面にやけどを負い、山林約78a(7,800㎡)を焼損しました。



#### case.3

土地の管理者が竹やぶの近くで枯れ枝を集め焼却していたところ、周囲の下草に延焼しました。管理者が慌てて足で踏んで消火しようと試みましたが火は消えず、衣服に着火して死亡しました。



秋から春先にかけて空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象状況になりますので、必要性を十分に検討した上で、真にやむを得ない場合を除き、たき火はやめましょう。